

第61回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成28年4月19日（火）15:00～16:33
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、
翁百合、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
（御欠席：金丸恭文、佐々木かをり、長谷川幸洋）
 - （政府）河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、酒井内閣府大臣政務官、
西川内閣府審議官
 - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、
山澄参事官、渡邊参事官、佐久間参事官、中沢参事官、平野参事官
 - （内閣府）池田地方分権改革推進室次長
 - （警察庁）村田長官官房総括審議官
 - （総務省）宮地大臣官房審議官
讃岐大臣官房審議官
行政評価局 稲垣評価監視官
 - （文部科学省）生涯学習政策局 岩本生涯学習総括官
 - （厚生労働省）武田政策統括官（社会保障担当）
 - （国土交通省）長谷川大臣官房審議官
 - （関係団体）全国知事会、全国町村会

4. 議題：

（開会）

1. 地方における規制改革について
2. 許認可等の統一的把握について
3. 規制レビューについて
4. 規制改革ホットラインについて

（閉会）

5. 議事概要：

岡議長 定刻になりました。これから第61回規制改革会議を開会いたします。

本日の議題は、「地方における規制改革」「許認可等の統一的把握」「規制レビュー」「規制改革ホットライン」の4つでございます。

本日は、河野大臣、酒井政務官に御出席いただいております。

会議の開会に当たりまして、始めに河野大臣から御挨拶をいただきます。よろしくお願

いいいたします。

河野大臣 お忙しいところ、御参集をいただきまして、ありがとうございます。いつもありがとうございます。

本日は、「地方における規制改革」について、「国としての対応の考え方」を審議いただきましたが、それにつきまして、各省庁及び地方六団体と意見交換を行わせていただきたいと思います。実は、産業競争力会議を始め、国のほうでも、政府のほうでも、事業者から見た規制改革という視点が大事だろうと。直接投資を増やしたり、事業者が活発にビジネスをやっていただくためにも、規制改革というものが事業者の視点から見て必要なのではないかというのが、政府全体としても取り上げられることになります。そういう意味で、非常に大きな話題だと思えます。

もちろん地方分権というのは政府全体としても非常に重要な課題でございますが、一方で、細かな規制の具体的な内容、あるいは書類の書式といったものが地方自治体ごとに違って、1つの事業者が県内で、あるいは全国でビジネスをやるときに、1つ1つの規制対応が違って手間がかかるということもございます。それによって企業活動に支障が出るというのは、これもまたいかがなものかということがございます。地方分権と規制改革どちらかということではなくて、地方分権をやりながら、しかし、企業活動には支障のないように、これは必ずできるはずだと思っておりますので、今日は御出席の省庁並びに地方団体の皆様と前向きな御議論をお願いしたいと思っております。

限られた時間ではございますが、よろしく願いをいたしますと申し上げて、熊本地震の対応があるものですから、私、ここで失礼をすることをお許しをいただいて、前半、政務官に御出席をいただくこととなりますので、どうぞよろしく願いを申し上げたいと思います。

岡議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方々はこちらで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

岡議長 それでは、議事に入りたいと思います。

議題1の「地方における規制改革」については、3月9日の規制改革会議で、「国としての対応の考え方(案)」について御審議いただいたところでございますが、本日は、本案に対する御意見を提出いただきました府省庁、及び地方六団体を代表して全国知事会、全国町村会に御出席いただいております。

なお、農林水産省につきましては、提出した意見は事務方での作業のやり方等に関するものであり、本日の出席は遠慮したいとの申し出があり、農林水産省関係者は出席しておりません。

また、今日ご出席の全国知事会、全国町村会におかれましては、地方版規制改革設置の件では御理解と御支援をいただきましたので、この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

それでは、各府省庁等から提出いただきました御意見につきまして、まず、事務局からご説明した上で意見交換を行いたいと思いますので、事務局より資料1の説明をお願いいたします。

渡邊参事官 御説明いたします。資料1で各省庁等からいただいた御意見をまとめたもの、それから、参考ということで、各省庁への意見照会の事務連絡を付けてございます。

参考の事務連絡にも書いてございますし、先ほど議長からもお話しいただきましたが、3月9日の規制改革会議におきまして、「国としての対応の考え方(案)」について御議論をいただきました。議長から、この方針を会議の答申に盛り込むべく進めるということと、あらかじめ各省庁の御意見を伺うよう御指示がございましたものですから、会議の翌日、事務連絡によりまして、各省庁、それから、地方分権室から申し出がありましたので、地方六団体にも意見照会をさせていただいて、意見を出していただいたところであります。今回、その意見を取りまとめたものが資料1になります。省庁等の数が多いものですから、事務局から、この資料1によりまして主な意見をまず御紹介をさせていただきたいと思っております。

資料1でございますけれども、「総論」と「各論」ということで分けてございます。「総論」として、3月9日の「国としての対応の考え方(案)」の柱書きの部分を四角囲みで書いておりますけれども、この部分に対応する意見、それから、全般にわたる総論的な意見をまず最初に掲げてございます。

まず として、地方分権改革推進室からいただいた御意見でありますけれども、〔A〕の2段落目ではありますが、「国としての対応の考え方(案)」につきましては、これまでの地方分権の趣旨に反するというので、この下線は、分権室からいただいたものをそのまま転載しておりますが、その上で、何らかの支障があるのであれば、国から地方自治体に対して見直しを求めるべきである、それを受けて、地方自治体自らによって検証されるべきであるとしております。

その下、〔B〕のところでございますけれども、〔A〕の方針にかかわらず、規制の所管省庁で検証を行うのであれば、その過程で六団体、それから、分権室が参画すべきであるということがaに書かれてございます。

その上で、bでありますけれども、その検証の結果、規制の所管省庁が規制を変更する必要があると判断した場合には、国の法令で具体的な内容を定めるのではなく、地方自治体に対して情報提供を行って、地方自治体自らの判断と責任において規制内容を変更するということ。

それから、cでありますけれども、仮に国の法令で具体的な規制内容を定めるのであれば、そのように見直すということで、ただし、これまでの地方分権の推進を踏まえ、国の法令での見直しは極めて厳格に判断すべきであるという御意見でございます。

2ページ目、その他、「総論」にわたる意見を掲げてございます。 、文部科学省からは、作業対象が膨大であるということで、その対象を厳選した上で行うべきであるという

御意見でございます。

それから、国土交通省からは、2つ目のポツでありますけれども、このような見直しの対応につきましては、規制改革の立場から、規制改革会議及び規制改革推進室が実施すべきだということ。それから、3ポツであります、文部科学省と同様、事務が集中する、過大な負担を強いることが想定されるため、限られた人員、時間の中で行える事務とするよう配慮をいただきたいということ。4ポツでは同様に、内閣府で一元的に把握を行うべきであるという意見をいただいております。

それから、地方六団体からいただいた御意見でありますけれども、2段落目、この「対応の考え方(案)」は、国の強力な監督や規制を前提とした考え方が根底にあるものであり、憲法第94条の条例制定権の趣旨に反するという点で、これまでの地方分権改革の成果を否定するばかりか、規制改革の本来の趣旨にもそぐわない、時代に逆行する提案となっているのではないかと、このような視点を踏まえ、規制改革会議において十分な議論が行われることを希望するという御意見でございます。

3ページ目以降が「各論」で、(1)から(4)に「国としての対応の考え方(案)」を書いてございますが、それぞれについて分けてまとめてございます。

(1)は、地方の規制について、許認可等の権限を委ねているだけでなく、その具体的な内容を自治体が定めているものを把握するという点で書いてございます。これについての御意見でございますけれども、警察庁は、把握の対象につきまして、提案や要望等があったものを対象とすべきであるという御意見。それから、同様でありますけれども、

厚生労働省からは、地方自治体、事業者がこれを提案する形とすることが適当。それから、農林水産省の2ポツのところではありますが、網羅的に対象とするのではなく、具体的に支障がある、具体的な規制緩和の要望等がある規制に限って対象とすべきという御意見。同様に、国土交通省からも、中ほどではありますが、規制改革会議に対して具体的な提案があったものにすること。それから、地方六団体からは、この規制の把握に当たっては、具体的な支障事例に限定した調査とするなど、地方団体の負担を招かないよう留意いただきたいという御意見をいただいております。

それから、4ページ目、(2)ということで、3月9日の案としては、先ほど申し上げた形で把握した規制について、地方自治体によって規制内容に差異を設けることに合理性がないと考えられる場合、又は、差異を設けることによって、国内での経済活動に多大な支障が生じる場合に該当するか否かを検証し、その結果を公表するという部分でありますけれども、これに対する御意見として、文部科学省からは、合理性という部分について、その判断をどのように行うのか、内閣府で具体的に示していただきたいという御意見。それから、同様でありますけれども、厚生労働省からは、合理性がないと考えられる場合、国内での経済活動に多大な支障が生じる場合の基準を明確に示してほしいということ。農林水産省からは、国内の経済活動に支障が生じることについては、事業者がまず立証すべきということ。最後に、地方六団体からは、この検証に当たっては、地

方公共団体の意見を聴取し、尊重すること。なお、検証する場合の内容が書いてございませぬけれども、そのうち、合理性がないと考えられる場合については削除されたいという御意見もいただいております。

それから、5ページ目、(3)ということで、検証の結果、合理性がないと考えられる場合、あるいは経済活動に支障が生じる場合に該当する場合には、国の法令で具体的な規制内容を定めるよう見直しを行うとしている部分でありますけれども、それに対する御意見として、具体的な修正案をお示しされている省庁もございませぬが、厚生労働省の御意見としては、この見直しの方法について、問題となる規制の見直しを規制改革会議から求めるのではないかと御意見。また、見直しの内容として、国の法令で定めることに限定する必要はないのではないかと御意見。同様の御意見は国土交通省からも出てございませぬ。として、地方六団体からは、国の法令で定めるべきかどうかについても、地方公共団体と協議し、慎重に検討すべきという御意見をいただいております。

それから、6ページ、(4)として、このような国の法令を見直す場合に該当しないという場合の話でありますけれども、自治体において具体的な規制内容を定めることが適当と考えられる場合には、として、自治体における実態を取りまとめ、公表することにより、自主的に規制の見直しを進めやすくするための環境を整備すること、それから、として、必要な場合にはベストプラクティスも参考として、国の方で技術的助言(ガイドライン)を発出するという案でございませぬ。これに対して具体的な修正案をいただいておりますほか、厚生労働省からは、規制内容に差異を設けることに合理性があり、かつ経済活動に多大な支障が生じない場合には、今、申し上げた、の対応は必要ないのではないかと御意見。それから、でございませぬが、農林水産省から、この公表などの対応についても内閣府が取りまとめを行うべきであるという御意見。それから、地方六団体からは、このような地方団体において規制内容を定めることが適当と考えられる場合の見直しにおきましても、地方公共団体と十分に協議をしてほしいという御意見をいただいております。

最後に、7ページであります。具体的事例の関係で、文部科学省からは、事例で、私立専修学校の設置認可基準につきまして、原則として学校法人であることを求めている場合と求めていない場合があるという事例があったわけではございませぬが、この事例を見直しの対象として考えるということであれば、それは適切ではないという御意見もいただいております。

事務局からは以上でございませぬ。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換を行いたいと思います。ただ今の説明に対して、委員の皆さん、あるいは今日御出席いただいている府省庁、六団体の皆さん、どなたでも結構でございませぬので、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

安念さん、お願いします。

安念委員 いろいろ御検討いただいた結果でして、かつ問題をある局部にフォーカスしてのことですから、やや強調された印象がありますが、今日の各省庁等からの御意見を伺う限りでは、地方分権というのは、率直に言って、非常にアンチビジネスの色彩が強いものなのだなということを改めて痛感いたしました。例えば、個別の事業者が個別の自治体に対して働きかけるべきだという御意見は、それ自体としては正論のように聞こえますが、それは事実上、当該自治体でのビジネスはやめろということですね。事業者というのはみんな参入するについてのコストとベネフィットを考えているわけですから、個別に自治体に対応するコストを自分たちが払えと言われたら、参入にとって禁止的なコストになることが考えられるのであって、それは口で言うのは簡単ですが、何とかなかな、要するに、世界で一番起業しやすい国はやめようということですね。世界で一番起業しやすい国づくりよりも地方分権のほうが大切だとおっしゃるなら、それは一つの人生観の問題だから、私は悪いとは言わないが、随分極端な世界観だなという気がします。ここまでは私の印象。

やや各論的に申し上げれば、地方分権の趣旨に反するとか、条例制定権の範囲を限定するものというのは、それは全然違うと思いますね。私どもの提案は、既に地方に委任されているような権限をもう一回中央に吸い上げるべきだと申し上げているわけではありません。もちろんそういう選択肢も排除されるべきではないと思うけれども、一律にそういうことをしろなどと全然言うておりませんし、それから、条例制定権は、これはもう釈迦に説法けれども、飽くまでも憲法94条の法律の範囲内で、あるいは地方自治法が法令に違反しない限りで与えているわけですから、それは飽くまでも法律の相関関係で決まることですので、あらかじめ条例制定権が憲法上、この範囲として留保されているものではありませんので、条例制定権を制限するといったような議論は当たらないと思います。

それから、先ほども申し上げたことですが、個別の企業が個別の自治体に働きかけるというのは、コストを禁止的にすることですので、これは事実上無理だということでありませう。もしそれをずっとおっしゃるのであれば、それは要するに、企業に対して、その当該自治体に進出することをやめろと言うのとほぼ同じだと私は思います。

それから、国の官庁の権限について申し上げれば、もちろん直接に指揮監督する権限がおありでないことは分かりますが、しかし、それぞれの法令を所管はしておられるのですから、その法令が地方においてどのようにエンフォースされているのかということサーベイするのが、その官庁の法的な義務であるとはまでは言えないかもしれないが、当然、職務の範囲内であると思われませう。当然のことですが、いかに地方分権の時代だとは言っても、地方分権の結果がビジネスのしやすさというものに対して支障になっているのであれば、より良い解決策を考えるというのは、これは常識的に考えて、当該所管官庁の務めではないかと私は思います。もし、より具体的な論点について議論する機会があったら、また申し上げたいと思います。

岡議長 ありがとうございます。

浦野さん、お願いいたします。

浦野委員 今回の安念さんのような厳しい言い方はできないのですが、ビジネスサイドからの印象として、2つ、質問も兼ねながら、意見というか、聞いてみたいことがあるのです。

1つは、今回の問題は、特に地方分権ということについて我々が異議を申し立てているわけではなくて、経済的な規制について言うと、国内の中で整合性があったほうが良いと思われるものについて、今日の資料でも別紙で具体的な事例が上がっていますが、こういったもので整合性が取れていないのは、やはり経済的に支障があるのではないかといった事例を挙げているわけですね。したがって、実際に支障が出ているものについて、1つ1つ解決をしていきたいというのが基本的な考え方になっています。

そんな中で、2つほど御質問したいのですが、1つは、例えば、法令で、これを条例に委任しますよといったときに、これほどの違いが出てくるのがあらかじめ想定されていたかどうかですね。例えば、具体的な事例で取り上げやすいものですから、厚生労働省の方にお伺いしたいと思うのですが、理容店・美容店の問題とか、あるいはクリーニング業法などの場合の面積基準について、ここまでの違いをあらかじめ想定されていたかどうかということについて、1つお伺いしたいと思います。

それから、自治体の知事会、町村会の方に1つお伺いしたいのは、先ほど安念さんがおっしゃったような意味で、我々は国際先端テストを国の規制の場合にはやってきたわけですが、国内で言うと、国内先端テストがあってもいいと思うのです。より地域の経済活動を活発化させようとして、いろいろな企業に入ってきてもらおうと思えば、それなりの考え方がいろいろ出てくると思うのですが、そういう意味の国内先端テストを実際やってみようというようなお考えはあるか、ないかですね、この辺り、お伺いしたいと思います。

岡議長 ありがとうございます。

今、2人の委員から発言がありましたけれども、2人目の浦野委員から具体的な質問がありましたので、そちらの回答から、まず厚生労働省からお願いします。

厚生労働省 御質問ありがとうございます。厚生労働省政策統括官の武田と申します。

私どもも、大変多くの法令を所管しております。今、話題になりました理容師・美容師の関係も、多くの規制のうちの1つでございますが、それぞれの規制、いろいろな経緯がございます。ただ今、理・美容所の地方自治体の規制の差異について、当初からこういう差異を想定していたのかというお話でございますが、経緯だけで申しますと、理容師・美容師に関しましては、ちょっと古い話になりますが、戦前、もともと都道府県令で行われていた行政につきまして、戦後、法律を定めて、国の法令の下で規制を行うとした経緯がございますので、もともと各都道府県でやられていたものでございます。なので、白地に法律を出して、どれくらいの自治体に委ねるかという議論なく、後追的に法令にしたものという経緯と承知をしております。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、全国知事会、お願いいたします。

全国知事会 全国知事会でございます。

まず、私どもとして、これまで求めてきた規制緩和についてですけれども、私どもは私どもとして、例えば、学校法人をいわゆる営利法人にやらせるとか、特区という考え方をもって、規制緩和を私どもも求めてまいりました。その考え方については、基本的には変わっておりません。ただし、今回のように一律的に規制を加えることについては、自治体の中には、地方の自主的な努力によって、例えば、5年くらいの期間において、条例の全てを、その有効性や法的適合性等を踏まえて検証するとか、さまざまな努力、あるいは市民、県民の皆さんにパブリックコメントをして、営業者だけでなく、さまざまな方々を代表しているのが行政でございますので、意見を聞きながら条例を制定しているという事情がございます。私自身も地方の中にあって条例を作ってきたほうでございますので、それが分権改革の趣旨だったと思っておりますので、そうした点にそぐわないことのないように、地方の努力に対してしっかりと意見を聞いていただきたいということをお願い申し上げているところでございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。全国町村会、どうぞ。

全国町村会 全国町村会でございますが、知事会の事務総長が言われたとおりなのですが、少し補足させていただきます。先ほど大臣から地方分権の重要性について御指摘をいただいております。これまで累次の地方分権改革の勧告が行われてきたわけですが、特に2次の勧告では、できるだけ地方自治体の自主性を強化するという観点から、一定のメルクマールを設けておまして、地方団体に対する事務の処理、その他義務づけ等につきましては、存置を許容するメルクマールがあります。そのメルクマールに従ってやっていただきたいということで、具体的に申し上げますと、2.の(3)は、法律で義務づけ、枠づけを行うものでございますので、これにつきましては是非、2次の勧告に沿ったメルクマールに該当しているかどうかのみ検討をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

では、佐久間さん。

佐久間委員 ありがとうございます。

私からは、ただ今のお役所の方々のお話の中で、合理性の基準というのは何か、明確にすべきだといったコメントがあったのですが、多少びっくりしています。ここはそんなに大げさな話ではなくて、なぜそうなっているかという、真っ当な理由を知りたいだけでありまして、これは日々皆さんが仕事をされるときに、何が合理的なのかというのは考えておられますので、その基準を示せというのは、ちょっと次元が違う話ではないかと思いません。これは私の意見です。ですから、必要がないと思います。合理性の基準を示す必要は

ない。真っ当な理由を説明していただければいい。逆に真っ当な理由を説明できなければ、一般的には合理性がない、こういうことになるかと思えます。

次に、全国知事会、町村会の方への質問になりますが、現在、産業廃棄物管理表の報告書、都道府県知事への報告書、マニフェストでございますけれども、その報告書の様式が各自治体で異なっている。これを国でも、各自治体が集まってでもいいのですけれども、仮に1つの様式に統一した、これからはこれでやってください。もちろんそこには全ての要素が入っているということです。各自治体が必要とする情報、法令で要求される情報は全て入っています。ただ、様式が今まで使っていたものと違うかもしれない。こういうフォームをこれからこういう形で使用していただきたいということになったとき、問題があるのでしょうか。問題があるとすれば、何でしょうか。教えていただければと思います。

岡議長 ただ今の後段のところについて、全国知事会若しくは町村会から御意見をいただければ、お願いします。

全国知事会 ただ今産業廃棄物のことについて、御質問がございました。産業廃棄物につきましても、産業廃棄物の移動等をする、今、PRTR法というのがございまして、この法律を作る前段階では、愛知県の豊田市やあるいは神奈川県藤沢市、川崎市等に事前のエビデンスを行って、具体的な事例や支障等を勘案した上で、当時、環境庁だったと思えますけれども、依頼に基づいて、私どもが実際にやった覚えがあります。

そうした地方における議論の積み重ねの中で、法やそれぞれの制度になっていった経緯は、これだけではありません。アセス法もそうですし、情報公開条例もそうです。もともとは条例で作って、その後、法律になっていったという経緯がございますので、そのことは踏まえていただきたい。

それから、産業廃棄物の許可とか、あるいはマニフェスト等に関する一定の基準については、既に厚労省やその他環境省等でも、廃棄物の部会等の中で、議論されているところでございますので、こうした点に一定の基準を設けようとするのであれば、地方公共団体の実際のそれぞれの実情に合わせて、地方公共団体は考えているわけでございますので、十分な意見聴取を行っていただきたいというのが、私どもの考えでございます。

岡議長 佐久間さん、今の点はいかがですか。

佐久間委員 ありがとうございます。

そういう経緯があるということをお聞きしましたが、私がお尋ねしたかったのは、中身の話ではなくて、飽くまでも様式です。つまりどういう欄で、同じ内容でも、もし表現が違うのだったら、統一するという、様式だけです。中身について変えるということでは、全くない。単純にフォームが1つになるということです。それも、都道府県知事への報告書の様式、要するにフォームが同じになる。今、お話のあった、検討、経緯も含めた内容を全て盛り込んだ形で、様式は同じになる。各自治体で特別なことがあれば、特別な記載欄があってもいいのです。そういうものは、問題があるのでしょうかということでございます。

岡議長 いかがでしょうか。

全国知事会 具体的に様式等を定める際も、パブリックコメント等で、事前に内容等について、業界あるいは営業者の意見を聞いております。その中で、様式等も定めているところがございますので、具体的にフォーマットがどういう形になるかということについては、委員のお話の範囲の中では分かりませんが、私どもとしては、その中で、条例制定に至ったという経緯があります。

また、条例の中で定められた様式等が煩雑であるとか、あるいはこれが営業を阻害しているかという御意見があれば、聞く耳を持たないということは、全くありませんので、そうした意見は、議会を通じて出てくる場合もありますし、県民からのさまざまな提案等、あるいは行政の長は、市民討論会や県民討論会を常にやっておりますけれども、そういう場に出てきたことについては、それに対して、最大限お応えをしております。そうした中で、やられていることで、仮に全国一律にこういう様式がいいのではないかとすることは、国がこういう様式で考えて、それをやりなさいではなくて、こういうものがベターなのではないかということで、自主的な努力をフォローするような立場でおっしゃるのが、本来の趣旨ではないかと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。鶴さん、どうぞ。

鶴委員 どうもありがとうございました。

お話を聞いていて、個々の地方公共団体、自治体の方々が、それなりの手続をもって、それなりに定められている、きちっとしたプロセスを踏んでいるという形の結果として出てくるということで、そこはもちろん理解はしているつもりなのですが、一種合成の誤謬みたいな話なのです。個々のところは、非常に効率的にうまくいっても、それを全体として見たときにどうなのだろうかということは、先ほど安念委員がおっしゃった、非常に大きなポイントだと思うのです。

そういうところは、いろいろな手続をやって、様式もちゃんと意見を聞いている。でも、結果として、いろんなところが全部ばらばらになってしまったら、先ほど参入というお話もありましたけれども、実際に事業者の方々は非常に不便になる。禁止的に参入コストが高くなる場合も当然出てくる。そうした問題というのは、個々の自治体だけで解決できなくて、やはり全体を見て、そこをうまく調整しようという形にならないと、だめだと思うのです。

私もこの場で1回お話を申し上げたかもしれないのですが、例えばインドは、非常に地方分権が進んでいます。州ごとに、別の法律がございます。アメリカ等とも同じだと思うのですが、そこで、法律とか、税制が余りにも違い過ぎるので、対外的にほかの国から企業が入ってくるときに、物すごくビジネスがやりにくい。今のインドの首相が大きな改革をしよう、ばらばらになっているところをある程度統一的にできないか、こういうことをやっているわけです。問題意識は全く同じだと思うのです。

個々の自治体で、それぞれちゃんと手続きを踏んでいる、だから、違っても構わないのではないか。そうではなくて、それはそれで結構だと思うのですが、日本全体として、オールジャパンとして、差し支えのあることが出てくることはないだろうか、そうした視点で、もう一回、いろいろ考えてみましょう。それが規制改革会議の提案だと思うのです。

それぞれの方がおっしゃっている趣旨は、私もよく分かるのですが、もう少しそれを飛び越えて、オールジャパンで物を考えてみましょう、そういうことをお話されていると、私も理解をしております。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

今の基本的なお話について、内閣府地方分権改革推進室の池田次長、何かコメントがあればお願いいたします。

内閣府地方分権改革推進室 ありがとうございます。内閣府地方分権改革推進室でございます。

私どもは、意見を1枚目に出させていただいて、線を引っ張ってあるところで、これまでの地方分権の趣旨に反するとしておりますけれども、これは地方での規制改革全体について申し上げているのではなくて、その前に引いてあります、国の各省庁が検証して、見直しを行うことについてのものがございますので、そこはまず申し上げたいと思います。

その上で、今、お話がありましたことは、複数の自治体での規制の違いについての御指摘だったと思います。自治体にとって、住民、あるいはさまざまな事業者、制度のユーザーにとっての利便性をいかに高めるかというのは、大きな使命、課題であると考えております。

ほかの自治体と規制が異なるという指摘がある場合には、そういった指摘も考慮した上で、各自治体が検証するというのが1つの考え方であろうかと思えます。その場合、所管する省庁が、それに当たっての情報を提供するということが、あり得ることだと思えます。

ほかの自治体と規制が異なることが問題であるという、事業者側からの情報といえますか、そういう指摘があるのであれば、もちろん自治体自身が、それについて検証して、必要な対応を取ることが求められることになると思えます。それは規制の内容を変更するという場合もあれば、異なる規制をすることについて、明確に説明をして、説明する責任を果たすということだと思えます。

それだと個別の対応はできても、全体としての統一が図れないのではないかというお話もございましたが、ほかの自治体との違いがあるという御指摘がある場合には、例えば自治体が横の連携をして、対応するということが実際にありますし、都道府県が横の連絡会議を作って、情報共有をしたり、情報交換をしている場合もありますので、そういったところで取り上げられる方法もあるのではないかと思います。

始めに申し上げましたが、それぞれの住民に対して、保護をするための規制である一方

で、事業に参画する事業者の立場としての見方というものもあり、法律が求めている目的ですとか、保護される立場の消費者、そういったものを総合的に勘案して、住民の代表である議会の条例によって定められているというのが、今の仕組みであると思いますので、先ほど申しましたような、いろんな仕組みで、自治体あるいは自治体間の連携のレベルで、そういった対応が行われるということが、必要なのではないかと考えているところでございます。

岡議長 ありがとうございます。

松村さん、お願いします。

松村委員 少し話を戻して申し訳ないのですが、知事会の事務総長から、とても前向きなことをいただいたと、私は認識しました。フォーマットに関して、地方が決められているのだから、口出しするのではなく、例えば全国统一が合理的だと思うのであれば、国からこういうものに統一したらどうかと提案し、各自治体でそれが合理的だと思えば受け入れるという形、強制するのではなく、自主的な受け入れを促すやり方があり得るということを書いていただいたのだと思います。

その際に、サブスタンスの問題ではなく、形だけの問題にこだわって、地方自治と強く言っておられるのではないかと思いますので、形式が受け入れられないとすれば、背後にはサブスタンスがあるのだらうと思います。そのときに、自治体のほうで、こう変えてくれないと、うちは採用できないという意見聴取をちゃんとしろという主張は、合理的だと思います。

今まで規制改革の文脈で、これだけフォーマットが違っていると、企業側もやりにくくてしょうがないと各担当官庁に言っても、それは地方で決めていることなのだから、国は口出しできない、対応できないという回答だけで済まされ、1ミリも改革が進まないという懸念もあった。これに対して、国が率先して形式を提案することはウエルカムだということを書いていただいたのだと思います。各担当官庁の方々も、もし企業側から提案があり、フォーマットを統一する必要性があれば、速やかに提案していただき、全国の自治体に具体案を出していただくことは、今後はやっていただけたらと思う。最低限のこととして、その程度のことをやることは問題ないということが、今回確認されたと思います。

次に、自治体が連携して、いろんな対応ができるという点に関しては、例えば(3)にいきなりいくのではなく、自治体間で協調して、実質的に問題が解決できるという場合には、国がしゃしゃり出る必要はない。すぐに国がでていなくても、いろんな可能性を考えながら、最後の手段として、国が出ていくことを考えればいいということだとすれば、とても合理的な提案だと思います。

ただ、いろんな可能性を考えたとしても、一向に改革が進まないというときに、最後の手段として、こういうものがあるということを否定するものではないと理解しています。もしこの理解がおかしければ、御指摘ください。

最後に、地方分権の重要性は、当然認めるわけですし、自治体ごとに違っているという

こと自体がおかしいということはない。合理性がないものについて、文句を言っているだけ。合理性がないというのも、我々が勝手に決めつけるのではなく、地方自治の観点から、地方に一番近い人の観点から見て、合理性があるということは、当然あり得ると思います。そのようなことを説明する機会が与えられるべきで、中央でいきなり、これは非合理的だから統一せよということにならないようにすべしというのは、当然のことだと思います。

その際には、一方で、地方自治に対しては、権利であるのと同時に、義務もあると思っています。つまりそれは東京と埼玉でこんなに規制が違うということがあり、はたから見ると、こちらの都道府県の規制のほうがとても合理的に見えるのだけれども、どうして違うのですかという疑問に対しては、うちの地方の実情からすると、これが極めて合理的ということをきちんと説明する義務も、権利とセットになっていると思います。その場合には、理由がなくても、地方で決められることなのだから、違って当然という説明ではなく、違って合理的性を説明する努力は、当然すべきことだと思います。その点については、確認させてください。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

今の点について、全国町村会、お願いします。

全国町村会 繰り返しになりますが、先ほど2.(3)について、強権的に最後はあり得るというお話でございましたが、第2次の分権勧告で、義務づけ、枠づけにつきましては、一定のメルクマール、これは7つのメルクマールでございますが、それに該当するものだけ残して、それ以外は縮小するという決定がなされておりますので、その観点からの御検討をお願いしたいと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

お願いします。

内閣府地方分権改革推進室 自治体が自分たちの決定に対して責任を負うということは、正におっしゃるとおりだと思います。身近なことは、身近な団体に委ねるという基本があって、自治体が条例で定めるとされていることは、国としても、自治体の決定に委ねるといっているわけございますので、基本的にはそれを尊重すべきものでございますけれども、それは責任を伴う。もし何かの指摘がある場合、検証を行って、必要な対応をとったり、あるいは必要な説明責任を果たすということが、求められるということが、基本的な考え方としてあるものだと思います。

1つ前ですけれども、公的な自治体自身の対応、あるいは広域的な横の連携による対応というものが、まず行われるべきだということがあり、意見のところにも書かせていただきましたが、そういったことをした上で、なおかつ国における検証というものは、次のステップで考えられるべきものです。ただ、それについては、一定の考え方の整理を行うべきだろうと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

林さん、お願いします。

林委員 安念先生や松村先生がおっしゃったところに、全面的に賛成なのですから、具体的なところで、1つ、厚労省にお伺いしてみたいと思います。

子ども・子育て支援法の話です。平成25年に規制改革会議で、待機児童問題を扱ったときに、子ども・子育て支援法の3条の市町村等の責務という点について、質問させていただいた記憶がございます。1項では市町村の責務、2項では都道府県の責務、3項では国の責務を定めております。

そのときにも、今日と同じような議論があり、国としては、消費税率引き上げの財源を基に、待機児童対策をしていくという御説明があり、私どももそれに期待して、閣議決定をした規制改革事項をお願いし、そして、先週14日にフォローアップを健康・医療ワーキング・グループでもやらせていただいたわけですが、結果、御案内のとおり、待機児童問題は解決しておりません。

14日の厚労省の御説明によると、これは保育園の需要が予想を上回ったためである、供給は頑張ったのだけれども、予想外の需要が高まったために、今日の待機児童問題が解決しないのだという回答でありました。

しかしながら、私が思いますのは、平成25年のときに、本来、我々が問題にした、保育園の供給を増やす上でも、また、あり方を適正化するためにも、株式会社の参入とか、幼保一元、もう一つ、これが地方自治と関係しますけれども、保育所の設置基準について、今、格差がある、上乘せ基準が各地方自治体で設けられているという、この実態を見直すという抜本的な対策が必要ではないかということに対して、厚労省は3条の3項の国の責務にもかかわらず、抜本的な対策を講じないで、いわば小手先の対策に終始した結果であると思います。女性の社会進出を促すのであれば、需要が伸びるのは当然のことでありまして、預かってもらえるところがあって、初めて子供を産み、仕事に復帰できるわけですから、そういった抜本的な対策をしないで、今日に至ったというのは、もはや当然のことではないかと思っております。

その上で、今、3年目が経ちました。現状、これだけ待機児童問題が再度問題になっている中で、自治体任せにしているのは、事が解決しないというときに、今、改めて子ども・子育て支援法3条3項の国の責務、国は市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業、その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市長村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策、その他の必要な各般の措置を講じなければならないという、国の責務をいかにして果たすつもりなのか。単なる訓示規定だ、努力義務だと言わないと、私は信じておりますけれども、どのような具体的な方策を考えて、この責務を果たすつもりなのかということ、3年たった今年、いま一度、お伺いしたいと思います。

岡議長 お願いいたします。

厚生労働省 厚生労働省でございます。

今、さまざまな御指摘をいただきまして、誠にありがとうございます。

先日、担当部局からの御説明もあったということで、私からそれ以上の詳しい説明は、なかなか難しいかと思えますけれども、今の御指摘にありますように、市町村において行なわれる各種自治事務におきまして、最近の立法例では、国の責務、都道府県の責務、市町村の責務というものが、定められるようになってきております。

保育に関しましても、需要予測につきましては、第一義的には市町村でございますが、それが全体として適切に運用されているかどうか、これは立法を行いました私ども、子ども・子育てに関しては、内閣府も関係いたしますが、そういう国の責務も当然あるものと考えております。

今、お話も出ました、さまざまな給付の新設、規制緩和、そして、今年に入りまして、追加的な措置も講じておりますけれども、いまだ不十分という御指摘は、大変重く受け止めたいと思います。

その上で、今日の議論との関係で申しますと、自治体は自治体で、自治体のそれぞれの事情、住民の声、又はパブリックコメントを通じて、議会ですさまざまなことをお決めになっている。私どもとしては、それぞれの市町村の御事情もよくお聞きをし、地方自治体の考え、国としての考えは、対話を重ねていくことによって、より良いものを目指していくということが必要ではないかと思っております。

昨日も待機児童の多い自治体の首長さんと、厚生労働大臣の直接の対話の場も設けたところでございまして、私どもといたしましては、地方団体とともに、より良い制度を目指して、個々の施策については、努力をしてまいりたいと思います。

不十分な点は、御指摘をしっかり受け止めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

岡議長 どうぞ。

林委員 これで終わりにいたしますが、4月14日のフォローアップのときにも、厚労省の担当課長様から、18日には大臣との対話をするというお話をいただいており、そこでのお話は、大臣から待機児童対策についての一層の取組を自治体に要請するという趣旨で伺っており、要請することで、解決してこなかったのが、これまでではないのかということをお申し上げた次第でございます。

御案内のように、憲法14条の法の下での平等において、自治体ごとの差別が合理化されるのは、その際に、合理的な理由があつてのことでございます。平等が原則でございますから、差別的な取り扱いの理由については、先ほど松村先生からもお話があつたように、何ゆえこの差別を設けるのかというところを合理的に説明していただく責任は、差別を設けた側にあるのでありまして、その点は、国としても、もっと強力で御指導をいただくべきではないかと思っております。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今の林委員の意見に対して、何かコメントがあればお願いします。よろしいですか。
厚生労働省 はい。

岡議長 ほかはいかがでしょうか。お願いいたします。

全国知事会 ただ今林先生からお話のあった、自治体任せでは解決しなかったのが実情ではないかということですが、厚労省は決して自治体任せにしているとは、私ども自治体として思っておりません。さまざまな視点で、待機児童対策ということでは、いろいろな通知や厚労省での会議等も通じて、さまざまなことを言われておまして、一定の規制の中で、例えば横浜保育室とか、あるいはこれまで県独自での認定保育園、認定こども園とか、制度を活用してやっていくというのが、基本的な考え方でございます。

そういう中で、4月1日にやっと達成すると、10月1日にはまた3,000人規模で、大都市部では増えてしまう、1,000人規模で増えてしまうというのが、現実の状態でございますので、そのためには、保育士の要員の育成、あるいはさまざまな社会的条件を整えなければ、決してそれが進まないというのも、実際でございますので、企業の中に保育室を作ってもらったりとか、あるいは公共施設の中に作ってもらったり、大学の中で作ってもらったり、そのようなことでの働きがけとか、我々がいろいろ要求したことについて、国にはさまざまな形で追認していただいて、その中で、一定の範囲を広げることができたというのも、また事実でございますので、自治体の側からいって、任せられている、あるいは私たちが勝手にやっているということではないということは、御理解願いたいと思います。厚労省とは、その点は、かなり前からお話をし、厳しい議論を重ねながら、全国的な対応とか、そういうことも、国からは言っておられております。

大都市部あるいは地方の県でしたら、福井県とか、北陸のほうは、3世代同居が一般的でございますので、そういう面での地域差というのは十分理解しながら、特定の保育園の育成とか、あるいは設置について、これまでも緩和して、設置を担ってきたところでございますので、その点は御理解を願いたいと思います。

岡議長 ありがとうございます。

林さん、どうぞ。

林委員 今、おっしゃられた個別の施策の有用性については、私どもは平成25年のときから賛同しておりますし、むしろ横浜のようなベストプラクティスを横展開することで、納得していたわけでございますし、また、今回の緊急対策についても、個々の有用性というのは、十分認識しております。でも、それでは足りない。良いところはいいのですけれども、それについてこない、遅れている部分をどう底上げするかということを考えていたきたいと思います。

岡議長 ありがとうございます。

時間が予定を超えましたので、この辺りで終わらせていただきたいと思います。最後に、私から、今日のやりとりを通じて感じたことを申し上げさせていただきます。

我々規制改革会議としましては、このテーマについては、国と地方自治体がそれぞれの

施策について、戦略と情報を共有して、役割分担をしっかりとっていくべきではないかと考えております。地方分権という意味では、都道府県、市町村を含めた各自治体の主体性が尊重される。言い方を変えれば、主役は都道府県あるいは市町村というように、自治体に主役の役割があるのかもしれない。そういう部分がたくさんあるのだらうと思います。

しかし、国として、あるいは国民、住民として、どういう状態が一番いいのかということとを求めるといふ意味では、国レベルであれ、市町村レベルであれ、あるいは都道府県レベルでも同じだと思えます。どういうふうにしたら、国民のため、住民のために、より良い状態になるのかということだらうと思えます。

そのような考え方から、私どもとしては、少なくともそれぞれの施策について、国と地方自治体の間で戦略と情報の共有はしていただく必要があると思えます。今、たまたま保育の話が出ましたけれども、それについて、戦略と情報を共有して、それぞれの役割を果たしていけば、国民のため、住民のためになる、こういうことだと思えます。そんな考え方で、もしもできていないところがあるのであれば、それは是非改善していくべきだらう。

今日の論点の1つであります、自治体によって差があること自体が問題ではないということは何人かの委員がおっしゃっていましたが、所管省庁は、情報の共有により、自治体によって差があるという事実をまず把握しているのかどうか。そういう事実を把握した上で、それはこういう理由だから差があってもいいのだという判断をされるにあたって、自治体の意見をきちんと聴いておられるのかどうか。そのようなことが多分必要なのだらうと思えます。

いずれにせよ、今日はいろいろな御意見を伺いました。我々規制改革会議としては、今日の議論を踏まえて、どのような形で取りまとめていくか、引き続き検討させていただきます。

本日は、関係各府省庁、全国知事会、全国町村会の皆様におかれましては、お忙しいところ御参加いただきまして、誠にありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(全国知事会、全国町村会、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省関係者退室)

(総務省関係者入室)

岡議長 それでは、議題2「許認可等の統一的把握」に移ります。

総務省の皆さん、今日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速ですが、資料2の説明をお願いいたします。

総務省 総務省でございます。

それでは、早速、資料2と、その後ろに、参考資料という縦長のものがございますので、両方で御説明したいと思います。

まず資料2の「許認可等の統一的把握について」です。

1枚おめくりいただきますと、許認可等の件数を毎年把握しているというものですけれども、黄色いところに書いてございますとおり、昭和60年から30年以上にわたって、継続的に実施しているということで、同じ数え方で継続的に実施しているものです。

許認可等の範囲でございませけれども、国民の申請、出願等に基づきという、国民からの1つのアクションがあるということです。それに対して、行政庁が行う処分及びこれに類似するもの、行政庁のアクションがある。双方向のアクションがあるものについて、レベルとしては、法律、政令、省令及び告示までということで、通達は含まれていないということでございますが、それにおいて、許可等の用語を使用しているもの。

用語についての例は、下に書いてございます。

数え方でございませけれども、法令等の中で、許可等の用語が含まれている条項ごとですので、1つの条文で許可とあれば、それをとりますと、項が改まって、例えば変更の許可とか、中止の許可とか、あるいは届出などの言葉があれば、それを1件ずつと数えるという、形式的なルールに基づいて数えてございます。

2ページですけれども、最新のデータといたしまして、26年度の法令改正等を踏まえて、27年4月1日現在の数ですが、1万4,908です。

ちなみに1年間の増減でいきますと、右側、1年前は1万4,818でしたので、90件の純増があったということです。

省庁別の数は、下に書いてあるとおりでございます。

主な増減の内容ですが、4ページでございますが、あわせて、参考の縦長資料の10ページ、11ページです。参考資料の資料3というところをおめくりいただければと思います。90件差し引き増減があったものについて、主なものは法律ですので、法律に基づいて、新設があったもの、あるいは廃止があったものを、法律改正ごとに整理したものでございます。

そのうち、件数の大きいものが、パワーポイント、横長の資料の4ページにまとめているものでございます。縦長の11ページの一番上の電気事業法の一部を改正する法律というのが、横長のパワーポイントの一番最初、4ページの一番最初にございますけれども、新設55、廃止37ということです。

主な内容といたしましては、御存じのとおり、電気の小売業への参入の自由化に伴いまして、規制の体系を改めたことで、発電、送配電、小売の3つの類型を新たに設け、それまでの規制を廃止したということでございますので、それぞれ業態ごとに許認可等が増したということと、これまでのものが廃止されたということで、このような件数になっているものです。

横長のほうの2つ目ですけれども、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律ですが、主な内容の説明のところを御覧いただきますと、国際水準の臨床研究、医師主導治験の中心的な役割を担う病院としての臨床研究中核病院というものを、新たに法律上位置づけたということで、これに対する設立の許認可

等というものが、新たに許認可等として増えた。

また、後段にありますとおり、医療事故調査・支援センターというものを設けたことで、これについての許認可が増えたというものです。

3つ目の ですけども、建築基準法の一部を改正する法律により、特殊の構造方法又は建築材料の認定とございますが、下に書いてございますけれども、新建築材料や新技術について、新たに認定制度を創設したというもので、そのための許認可が増えたということでございます。

もう一回、縦長のほうの10ページですけども、これは横長のほうに載せていないのですが、真ん中の辺りに、ちょっと欄を大きくして、地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律とございますけれども、これはいわゆる地方分権の一括法ということで、国から地方への権限移譲を進めるための法律を一括して改正したものです。

ここは一番右側の欄を見てもらいますと、それぞれの法律ごとに廃止とございますけれども、例えば2つ目の理容師法でいいますと、養成施設の指定の権限を地方に移譲したということで、国の許認可としてはなくなったということで、廃止ということになっております。このように、国から地方への権限移譲に伴って、国の行政庁の処分ではなくなったという意味で、ここで廃止という形で、カウントがされているものがございます。

以上が平成26年度における主な増減の例でございます。それがプラスマイナスして、90件の増になったということでございます。

最後にパワーポイントのほうの6ページ以下ですけども、規制シートとの連携を図るということで、今回からの新たな取組としては、規制シートを作成しました。今回、26年度中に作成した許認可等に関連するものについては、許認可台帳の台帳にしっかりと何に関連しているのかということ連携づけて、規制シートのIDをしっかりと書くようにしたということで、これによって参照することができるような形で、公表しています。これを毎年度これから続けていこうというものでございます。

以上、私から許認可等の統一的把握についての結果を御説明したところでございます。以上です。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対して何か御質問がございますれば、お願いいたします。

森下さん、どうぞ。

森下委員 ありがとうございます。

3ページを見ていたのですけれども、平成14年から24年にかけて、4,000件近く増えています。ずっと増えている状況の中で、何らかの形で増やさないでおこうという申し合わせとか、あるいは全体として、この辺までにしておこうみたいな申し合わせはないのですか。要するに放っておくと、これは自動的に増えていくという性質のものなのではないでしょうか。

総務省 特段そのような申し合わせを、今、必ずしもしているわけではない。ただ、こ

ここに出ていない過去において、記憶によりますと、平成5年とか、6年だったと思いますけれども、当時、1万件にいくか、いかないかぐらいの数でしたので、1万件を超えているものは、全省的に削減しようではないかという取組をしたことがございます。ある意味、反省でもあるのですけれども、これは最初に御説明したとおり、飽くまでも状況を示す1つの切り口として、条項で数えるということですので、形式的に項などを合わせてしまうと、件数が削減されるみたいなこともあるわけで、別にそういうことを推奨しているわけではないのですが、そこは実質をしっかりと見ることが、より重要だろうということがございます。

当時は旧総務庁が規制改革委員会をやっておりましてけれども、こちらに引き継がれたということで、実質をよく議論していただき、その前提として、こんな状況になっているというのが、一覧表として分かるものとして、これが整理されている、このように理解しております。

森下委員 前提として、こういう数字があるというのは分かったのですけれども、総務省さんとしては、この数字を基にして、根拠条項等の数を今後どうしようと考えられているのですか。以前は減らそうとしたという話がありましたけれども、数字だけとっても、このままでは何の意味もないと思うので、何らかの試みというのは、既にされているのでしょうか。

総務省 これ自体というよりも、こちらとも考えは一緒かもしれませんが、例えば私どもの評価局では、申請負担を軽減するという意味で、こういうもののデータを基に、国民あるいは住民にとっての実質的な負担を軽減するために、申請手続をより簡素化できる余地はないかとか、細かい話でいえば、申請書みたいなものが削減できないか。これからの話としては、ITを活用して、窓口事務みたいなもの、さらには国民の負担みたいなものが、軽減できるものになっていかないだろうか、そういうスタンスで仕事をしているということでございますけれども、ここでの数というのは、飽くまでも1つの参考ということで捉えて考えているというのが、今のところだと思えます。

岡議長 よろしいですか。

森下委員 参考で結構なのですけれども、何かメルクマールがないと、結局その試みというのは無意味だと思うので、何かほかのメルクマールがあるのであれば、しっかりそれを示していくのが大事だと思いますし、メルクマールにならないのであれば、この数字を出されても、余り意味がないという気がします。これはコメントです。

岡議長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。翁さん、どうぞ。

翁委員 これはコメントなのですけれども、許認可がこれだけ多い、例えば金融庁が2,243、厚労省2,398とありますが、それだけ許認可をしたところについて、見ていくというか、監督、モニターしていくことが仕事になっていると思うのですが、私が見ますのは、厚労省などで、薬局とか、社会福祉法人とか、いろんな許認可を与えたところについ

でのエンフォースメントが、本当にできているのかというところをすごく感じます。

これは直接今日の議論に関係はしないかもしれませんが、それぞれの省庁がしっかりチェックして許認可したのであれば、そこに対して、責任を持って監督していただくのケパビリティーが省庁にあるのか。そういったことも含めて、ここを見ていく必要があるのではないかと感じております。

私は特に健康・医療ワーキング・グループなどで議論をしていて、規制のエンフォースメントの問題というのが、非常に課題であると感じております。

岡議長 ありがとうございます。

林さん、どうぞ。

林委員 ありがとうございます。

ちょっと違った視点で、構学上の用語の意味をこの機会に教えていただきたいのですが、1ページに許認可等の範囲として、定義が書かれておりまして、例えば法律において認可の対象になっている事項があったとして、私人の団体が作った規約などを法律の中で大臣認可の対象としている場合、認可を受けた規約というものの効力は、どういう効力になるのか。例えば規約に違反した場合には、どういった効力になるのかといった点について、教えていただけますでしょうか。

総務省 行政法上の緻密な概念は、改めてよく見た上で、精査した上で御説明したいと思いますが、基本、認可を受けたら、例えば私的団体のルールも認可を受けなければいけない場合がありますし、認可を受けたルールにのっとって、仕事をしているか、していないかということに基づいて、今度は認可をした、監督をする側の官庁が、必要な監督なり、取り締まりをする。その前提としての認可だと思えます。

もう一つ、それぞれの監督官庁には、どういう場合に取り締まりなり、規制なり、場合によれば、取り消してみたいなことをする前提となる条件が、法律で別途規定されているのが通例であると理解しています。ですので、認可の効力一般ということでは、それは確かに1つの正当であることを示しているけれども、それにのっとって、今度どういう規制をするのかというのは、実体法のほうで、別途、根拠規定を設けられることが前提になっているのが、基本的な行政法上の考えであると理解しています。

林委員 ありがとうございます。

そうすると、認可があること自体で、認可を受けた対象の行為が、第三者に対する法的な拘束力を持ったりするのではなくて、実体法上の別の規制が必要だということが、一般的な解釈としてよろしいのでしょうか。

総務省 その前提として、当然認可を受けたとおりに仕事をしているということが必要になるわけで、認可だけがあって、それ以外に何もなかったら、別に認可ということ自体は、法律的に必要なはずなので、認可というものがあって、それに基づいて、何らかの個別具体的な処分、規制というものが必要だからこそ、認可という形態が取られているというのが、通例であると理解しています。

林委員 ありがとうございます。

すごくたくさん認可という例があるにもかかわらず、今、御説明いただいたように、一般には、認可の効力というのが何なのかということは、分かりにくい部分もあるので、こういったところも、一般人にも分かりやすいような定めの方針に、多分同じ認可の中でも、いろんな種類のものが入っているのではないかとと思われるので、そういった整理の余地もあるのではないかと思います。

岡議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、総務省の方、今日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(総務省関係者退室)

岡議長 それでは、次に、議題3の「規制レビューについて」でございますけれども、規制レビューにつきましては、規制所管省庁において、これまでに131件の規制シートが作成されてまいりました。少しずつではありますが、規制レビューという取組が前に進んでいると受け止めております。

これから規制レビューをさらに充実させ、所期の目的を実現していくために、いろいろなことを考えていかなければいけないのではないかと私自身考えておりまして、その1つの方策といたしまして、先ほど説明に来てくれた総務省の行政評価局が事務局をされている政策評価審議会で進めている「政策評価」と我々の規制レビューを連携させることで、効果を高めることができるのではないだろうかということを考えております。

実は私、政策評価審議会の会長もやっておりまして、あちらの会議でも「規制の政策評価」と規制改革会議の「規制レビュー」との連携について大いに議論されているところでございます。そのような背景もございまして、どのような連携をしたら効果が出てくるのかということについて、事務局に具体案の作成をお願いいたしました。

本日はその具体案について、事務局から説明をしていただきまして、皆様方の御意見をお聴きしたいと思います。それでは、事務局から資料3-1に基づく説明をお願いします。

渡邊参事官 資料3-1「規制レビューと規制の事前評価の連携について(案)」でございます。

先ほど議長からお話があったとおり、議長からの御指示を受けまして、総務省とも調整をいたしまして、対応案をまとめてございます。御説明をいたしたいと思います。

1ページ目は、これまでの経緯ということで、事実関係を書いてございますけれども、まず私どもの規制レビューにつきましては、今、議長からもお話がありましたとおり、規制シートの作成、規制の見直し期限の設定という取組を進めておるところでございます。

規制シートにつきましては、131件、最新の数字で、この後、資料3-2に書いている数字でございますが、作られております。内訳は、ここにあるのとおりであります。

そのほか、見直し期限の設定についても取組を進めておって、ホームページでの公表などを進めているところでございます。

一方で、(2)の規制の事前評価については、総務省で政策評価法に基づく政策評価の一類型として、各省で進められております。法律の施行自体は、平成14年4月でありますけれども、規制の事前評価につきましては、平成16年の3か年計画の閣議決定に基づきまして、平成16年度から、規制所管府省における試行的な実施が進められておりました。

その試行的な実施を踏まえまして、平成19年10月から、法律、政令に基づく規制の新設・改廃を対象に本格実施ということで、具体的には、政策評価法の政令などを改正する、あるいはガイドラインを策定するということが、規制の事前評価の義務付けが始まったわけでございます。これが直近の数字、平成26年度までの数字では、921件の評価が実施されております。

総務省側の検討といたしましては、今、議長からもお話がありましたとおり、政策評価審議会の下の部会におきまして、2月に「規制に係る政策評価の改善方策（平成27年度中間取りまとめ）」というものが作られまして、その中で、規制の事前評価と規制改革会議が進める規制レビューとの連携、事後評価としてのレビューの在り方というものが、平成28年度の検討項目として提示されている状況でございます。

2ページ目、このような総務省の中間取りまとめも踏まえての対応でございますけれども、規制改革会議としては、(1)～(3)まで書いてありますが、このような方向で連携を図ることとし、その内容を今期の答申に盛り込むこととしてはどうかということにしております。

具体的には(1)規制シート、規制レビューの取組というものが、規制改革会議の設置期限後も引き続き継続していくことが前提であります。

その上で(2)であります。規制所管府省が事前評価を行った規制については、規制所管府省におきまして、規制シートを作成するに当たって、政策評価法に基づいて作られた事前評価書を添付することにする。現在、これは添付されておられません。事前評価を行ったかどうかだけの記述があるわけでありましてけれども、事前評価書自体を添付することが、新しい取組になるかと思っております。その上で、事前評価の中で想定されておった費用・便益、あるいは想定外の効果の発現状況について、事後検証を行うということにしております。

その上で、ありますけれども、総務省において、規制所管府省による事後検証について、点検を行うということを想定しております。

さらに(3)であります。今後、規制について見直しの議論を行う際には、規制所管府省によって行われた事後検証、それに対する総務省の点検の結果も活用した上で、議論を行うことが適当であると考えております。

なお、これまで規制所管府省が事前評価を行った規制について申し上げましたが、事前評価を行っていない規制もございますので、それについては、これまでと同様に、規制シートの作成、公表の取組を行うことが必要であると考えております。

下のイメージ図は、今、申し上げた(2)の と(3)の流れを図で書いたものでござ

ざいます。

以下は参考資料でございます。

事務局からは以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対して御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

一言で申しますと、私ども規制改革会議として、総務省でやっていることを活用して、規制レビューの効果を高めるといいますか、さらに充実していこうということで、規制改革会議の側でエクストラ作業は何もないのです。総務省でやったものを我々は使わせてもらいますという、平たく言うと、そういうことでございます。ですから、総務省から見ると、全部自分たちがということかもしれせんけれども、あちらはあちらで政策評価審議会の28年度の1つのテーマとして、規制改革会議の規制レビューと連携するということ掲げていますから、具体的にこういう形で連携したというものが向こうも必要なわけです。そういう意味で、私は、双方にとって悪い話ではないという感じがいたしますが、よろしいでしょうか。

渡邊参事官 議長、1点だけ、補足してよろしいですか。

岡議長 どうぞ。

渡邊参事官 規制改革会議の側で作業がないという部分について、1点だけ補足させていただきますと、事後検証を実施するという部分につきましては、どういう形でやるかというのは、これからの検討になりますが、様式を改正するなどして、規制シートの中に事後検証の欄を設けるということであれば、規制シート、規制レビューの側の取組ということで、総務省だけではなくて、今後、規制改革側で、それをどういう形でやるかというのは検討しなくてはいけないということで、その部分は作業としてあろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

岡議長 ありがとうございます。事務局より、大変前向きな姿勢を示していただきましたので、ありがたく受けさせていただきたいと思っております。

それでは、ただ今の説明内容で答申に盛り込むことにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、資料3-2及び3-3について、事務局から説明をお願いいたします。

渡邊参事官 資料3-2と資料3-3が、規制シートの作成状況の御報告でございます。

資料3-2が全体の状況でありますけれども、これまでのところ、第3期が50件、第4期の以前までの数字が、全体で75件ですが、今回の御報告分は、太字の部分でございます。ホットライン関係が2件、規制改革会議の審議事項の関係が4件の計6件ということで、これまでの分と足し上げまして、合計としては131件と、先ほど申し上げた数字になってございます。

具体のシートといたしましては、資料3-3に載せてございますけれども、健康・医療ワーキング・グループ関係のものが合わせて4件、投資促進ワーキング・グループ関係のものが合わせて2件ということで、合計6件ということになってございまして、具体のシートは、次ページ以降に添付をしております。

簡単ですが、以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、何か御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、最後の議題4の「規制改革ホットライン」について、事務局から資料4の説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、説明いたします。

まず資料4-1を御覧ください。規制改革ホットラインの運用状況でございます。

受付件数ですけれども、これまでの累計、本年4月11日現在で4,415件でございます。

2.所管省庁への検討要請状況でございますけれども、規制改革会議への前回の報告は、今年の3月9日ですが、それ以降、所管省庁に新たに検討要請したものは8件ございまして、内訳は資料に書いてあるとおりでございます。

新たに検討を要請しました8件の提案事項名につきましては、次のページのとおりでございます。

3つ目、所管省庁からの回答状況も4月11日現在ですけれども、今期、これまで747件の回答が寄せられております。それぞれの内訳は、対応25件、検討に着手81件等々となっております。これまでの累計で、2,595件の回答をいただいておりますという状況でございます。

続きまして、資料4-2を御覧いただきたいのですが「各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項(案)」でございます。

今年の2月16日から3月30日までに、所管省庁から回答を得た提案事項100件につきまして、ホットライン対策チームで内容を精査いたしました。その結果、各ワーキング・グループで精査が必要と判断したものは、全部で22の事項でございます。

健康・医療関連が4つ、雇用と農業はそれぞれ1つずつ、投資促進等ワーキング・グループの関連が1ページ目から2ページ目にかけての事項で合計11件、地域活性化ワーキング・グループ関連が5件という形になっております。

提案内容と各省庁からの回答内容の詳細につきましては、後で別添を御覧いただければと思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、何かありましたら、お願いします。

佐久間委員 ありがとうございます。

ただ今の説明、資料４－１の次についています「新たに所管省庁に検討要請を行った提案事項」のうち、投資促進等ワーキング・グループ関連の３の食品販売における施設基準の規制についてというのは、正に今日御議論いただいた、地方との関係の１つの例です。

内容はどのようなものかといいますと、食品衛生法で乳類販売の営業許可に施設基準がある。そこで、東京都の基準が非常に厳しくて困っているのを、ここに書いてある方が変えてくれという話です。

どういう内容かといえば、いろいろ基準はあるのですが、施設基準の１つに、従業者に専用の洗浄設備、要するに手を洗うところを設けなければいけないとなっている。この方は、同じフロアに洗浄設備がある。ただ、これは従業員専用ではない。従業員専用は、もう一つ上の階にはあるということなのですが、認められないということで、ヨーグルトが売れない、困っている、こういう話でして、正に今日議論いただいた、地方によって基準が違うということで、そういうことに合理性があるのかという例でございます。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明と佐久間さんの御説明も含めまして、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了いたしましたので、会議を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。